



令和8年度 上田市立第五中学校 いじめ防止基本方針〔概要〕

平成30年4月
(令和8年 4月改訂)

※方針の概要を記載しております。細かな点につきましては、学校にお問い合わせください。

はじめに

背景

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。また、生徒の集団の中にいじめがあるということは、いじめを受けた生徒だけの問題ではなく、いじめを行った生徒、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見てみぬふりをしたりした生徒を含むすべての生徒の心身の健全な発達の大きな妨げとなる。

そのため、いじめ問題への取り組みは、すべての生徒を対象に、それを取り巻く学校のすべての教職員、保護者、地域の皆さんが自らの問題として切実に受け止め、一枚岩となって徹底して取り組むべき重要な課題と考える。

本校では、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」さらには、長野県の基本方針、上田市「いじめ防止基本方針」を受けて、ここに「いじめ防止基本方針」を制定し、即座に計画に基づいた対策を講じていく旨決定した。

平成11年には、生徒会による「五中人権宣言」が作られ、いじめ問題に取り組むことを決意した。こうした経緯を踏まえて、本校では、ここに定める基本的な方針をもとに、すべての生徒が毎日安心して学習やその他の活動ができるよう決意を新たにし、家庭、地域その他の関係者と連携しながら、具体的かつ実効のないいじめ問題への取り組みを計画・立案・評価・見直しをしていく。

I いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめとは

(1) いじめの認知

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布より）

学校では、上記「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を

客観的に確認するなどして、「いじめ不登校対策委員会」により、複数の教員で行う。そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とすることが必要である。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と生徒の気持ちを結びつけることが重要であると考え。

また、いじめを受けた生徒や周囲の生徒に、いじめに気づいたり、相談したりする力を育むとともに、大人が生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、心理的・精神的な被害に目を向けていく姿勢が必要と考える。

(2) いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられる。ストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合があることから、いじめてしまった背景や要因にも十分留意した適切な指導が必要と考える。

2 いじめ防止等に関する基本的考え方

いじめの多くは学校で発生するため、まず、学校が取り組むべき教育課題である。しかし、いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせない。生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人が関わり、社会全体で生徒を見守っていくことがいじめ防止につながると考える。

II いじめの防止等のための対策

1 学校の取組

「いじめ防止基本方針」を基に、校長のリーダーシップのもと全職員が共通理解し、保護者の協力を得たり、関係機関等と連携したりして、いじめ防止等の取組を推進する。

(1) いじめ防止基本方針

いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、いじめ防止等の取組の計画等を「いじめ防止基本方針」として定める。

「いじめ防止基本方針」は、全職員がその内容について共通理解するとともに、学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進める。

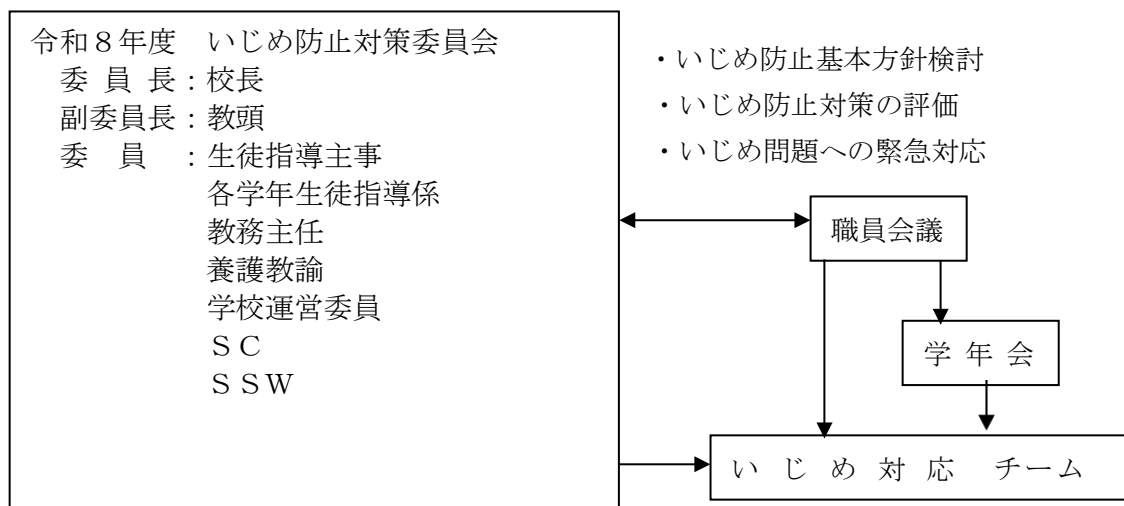
また、適時見直し、その際には、生徒や保護者、地域からの意見を取り入れる。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策委員会」を中核に次のようないじめの防止等の取組を行う。

- ①いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成。
- ②いじめ防止基本方針の PDCA サイクルでの検証、必要に応じた見直し。
- ③生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口。
- ④いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有。
- ⑤いじめの疑いに関する情報があった時の組織的対応の中核
- ⑥必要に応じて、学級担任・部活動顧問等の参加や、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の助言

「いじめ不登校対策委員会」の組織



※必要に応じて以下の外部機関から招集する。

- ・市教育委員会、教育相談所、市SSW、臨床心理士、教育支援指導主事、市子育て・子育て支援課担当職員等
- ・児童相談所
- ・他、必要な専門家等

(3) 未然防止の取組

すべての生徒を対象に、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にすることを養う。

①いじめの起きにくい学校、学級づくり

- ア 日々の授業の充実
- イ 生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ
- ウ 体験活動の充実
- エ 職員の研修

②関わりを大事にした学級活動の推進

- ア 学級活動を、子どもたちの話し合いや生徒の発想による活動などに充て、より充実したものとしていく。
- イ 人権教育、道徳教育、心の醸成につながる教育、情報モラル教育を計画的に実施し、異なる者や異なる事への理解を深める。

③子どもの理解を前面に出した明るい学校づくり

- ア 様々な問題の背景にある生徒の事情に共感的に対応し、心情について理解する、姿勢を大事にする。

④生徒を主体としたいじめ防止活動

- ア 生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の工夫を行う。そのために、特に生徒会活動を大切に、生徒主体の創造的な活動とそれを生み出す過程を重視する。
- イ 「五中人権宣言」（平成11年10月24日）を継承し、具体的には生徒会の委員会を中心に、自らいじめや人権侵害に立ち向かう意識を高める。

⑤ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

ア 「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等の保護者や地域への発信。全校集会やPTAの会合、地区の諸会合等での周知。

(4) 早期発見の取組

① 日常活動を通じた早期発見

ア 生徒の表情を観察したり、声かけをしたりする、共に過ごす時間の確保。
イ 日記や生活記録を通じた対話による生徒の気持ちの変化の把握。
ウ 生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

② 相談体制の充実

ア 生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫、「こども・家庭支援拠点(育ちあいちの)」、「学校生活相談センター」、「チャイルドライン」、「SNSを活用した相談」等校外相談窓口の周知。
イ スクールカウンセラーとの積極的な連携。
ウ 教育相談日や相談の時間の設定等による、すべての生徒との計画的な相談実施

③ アンケートやチェックリストの活用

ア アンケートと個別面接を組み合わせた取組の実施。
「誰もが安心して学校生活を送るためのアンケート」「心のアンケート」の活用
イ 生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握。

④ 「SOS の出し方に関する教育」の推進

生徒らがSOSを発信することができるように、特別授業を実施する。

(5) いじめへの対応

教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ不登校対策委員会」に、当該いじめに係る情報を報告し、組織的対応を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。

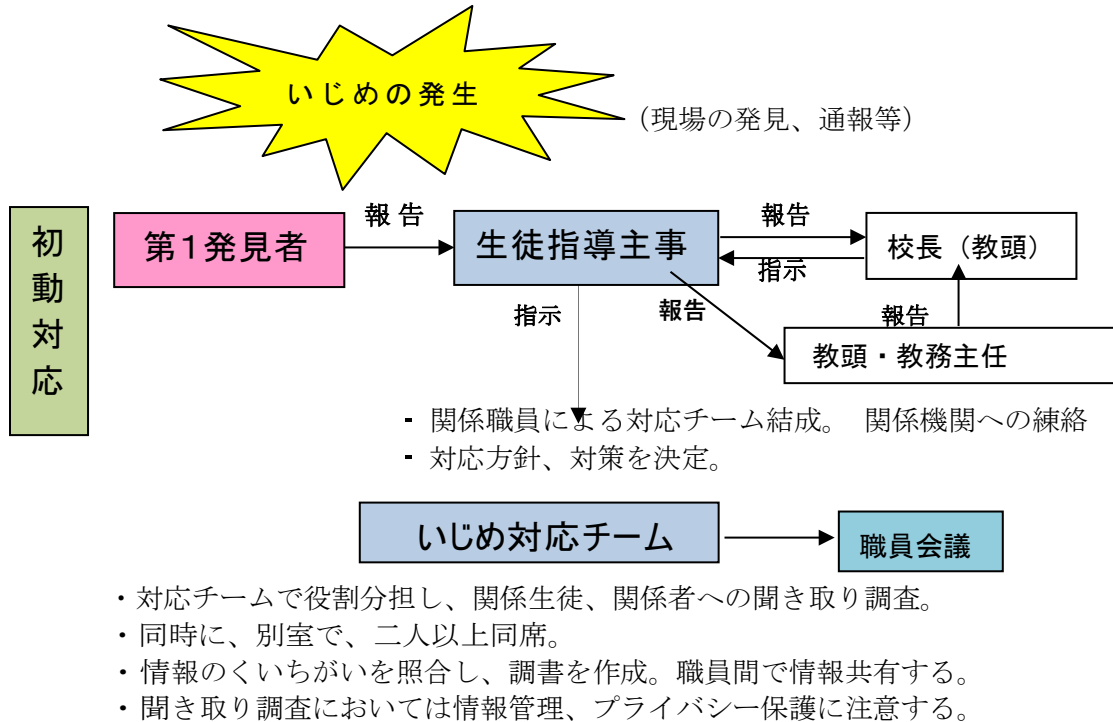
- ① 未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。
- ② インターネットの適正利用について、生徒が自ら考え、自ら行動するための取組を推進する。
- ③ 生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ④ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、関係機関に相談するとともに、削除依頼の措置を講ずるなど適切に対処する。

原則は、すばやい報告・連絡・相談

対応の「さしすせそ」

さ	最悪の事態を想定して	し	慎重に	す	素早く	せ	誠意を持って
そ							組織的に対応する

(7) いじめ問題発生時の対応



(8) 命と人権を大切に取る取組

- ① 命の尊さを学ぶことが全ての教育の前提にあるとの認識に立ち、「いじめ」や「暴力行為」は命や人権を奪う重大な問題であることを、様々な機会を通じて繰り返し指導する。
- ② 命は互いの命によって支えられていること、自分の命を大事にすることが互いの命を大事にすることにつながることを、日々の生活の中で実感できるような取組を充実する。
- ③ 学校教育の根底に人権教育を据え、あらゆる教育活動を通じて人権尊重の精神を涵養するための取り組みを、体系的計画的に行う。
- ④ 携帯電話・メール・インターネット等による誹謗中傷により、互いの命や人権を損なう状況が増えている現状を踏まえ、本校における実態を把握し、生徒の情報モラルについての意識を高める。

(9) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、「いじめ」や「体罰」等を含む事例研究等を通じて研修を深める。

(10) 教職員が率先して命を尊ぶ態度を示し、教職員研修などを通じて人権感覚を磨き、学校や学級全体が命を尊び、人権意識の高い集団として機能するように指導する。

(11) いじめアンケートの実施 毎月実施する。

Ⅲ 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体との連携

いじめ防止等の取り組みは、学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関、関係団体とが連携して様々な取り組みを工夫することが有効と考える。

1 保護者の方々との連携

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間環境の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育むよう努力していただく。また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが必要と考える。

- (1) 学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、ふだんから学校とコミュニケーションをとるように心がける。
- (2) 基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルール策定など、家庭におけるルールづくりをお願いする。
- (3) 日頃から子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくり。

2 地域におけるいじめ防止等の取り組みとの連携

- (1) 地域の人材の学校教育活動への参画。また、生徒と家庭や地域の多くの大人が接するような取り組みの学校教育計画への位置づけ。
- (2) 公民館活動や青少年健全育成事業への生徒の積極的な参加。
- (3) 地区懇談会での地域における生徒の状況の把握。
- (4) 不登校等長期欠席生徒が、学校外の居場所や家庭で相談を受けられる体制整備の検討

3 関係機関・関係団体との連携

- (1) 市「教育相談所」、県、民間機関が連携・協働し妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的支援を行う体制の構築。
- (2) 児童相談所や警察など関係機関、医療機関、地方法務局、教育委員会、子育てや福祉に係る機関との情報交換等日常的な連携。
- (3) スクールサポーターの活用による防犯教室などの実施。
- (4) 外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用。

IV 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月文部科学省）」に基づき、適切に対応する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査
- ※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

1 学校の対応

学校は、重大事態に至るよりも相当の段階から茅野市教育委員会に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をする。

V 自殺予告への対応について

1 自殺を予告する電話や手紙を受け取った時の初期対応について

- (1) 校長を中心に関係教職員による緊急対策会議を行い、予告内容を慎重に分析する。
 - ・生徒の自殺を阻止するためにどうするかを第一に考える。
 - ・PTA、保護者の協力を得ながら必要な措置をとる。要求事項（交換条件等）があつて、それに学校が一定の結論を出す場合は、校長の責任において行う。
 - ・教頭は、事態の発生から解決の段階に至るまで、関係する一切の経過等について詳細な記録をとる。
 - ・校長は、義務関係は市町村教育委員会及び教育事務所に速やかに連絡・報告する。必要に応じて警察等の関係機関に協力を要請する。
- (2) 全教職員が共通認識のもとで取り組む体制を確立する。
 - ・校長は緊急職員会議を開催し、全教職員が情報を共有し、共通認識のもとで対応、指導するとともに、教職員間の連携体制を明確にしておく。
 - ・予告者の人権などに配慮し、教職員の軽率な言動によって情報が漏れることがないようにする。
 - ・担任等が学級指導を通じて一斉に生徒に話をしたり、全家庭に電話連絡をしたりする場合には、メモ等を作成して共通の文言に基づいて行うなど、教職員個人の見解によることのないようにする。

- (3) 予告者を特定しようとする場合は、慎重な配慮のもとに行う。
- ・ 予告者を特定するために、生徒からの聞き取りやアンケート調査、家庭訪問等を行う場合は、予告者を追い詰めることにならないよう配慮する。
 - ・ 全校生徒の状況の把握に努める。特に、欠席していたり、欠席しがちだったりする生徒、最近様子が変わったと思われる生徒については、家庭訪問や電話等により保護者と連絡を取り、状況把握を確実に行う。

2 事前・事後における対応について

- (1) 生徒一人一人に対する理解を深め、全教職員が一体となり、カウンセリング・マインドを持って生徒指導に取り組む。
- (2) 全校集会や学級指導において、自殺予告等の問題を取り上げ、命の尊さと、こうした手段では本質的な問題解決にならないことを指導するとともに、生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができる相談体制を確立する。
- (3) 生徒一人一人の健全な成長のためには、学校と家庭が課題を共有する。

3 関係機関との対応について

- (1) 報道機関等への対応は校長が行い、混乱、誤認を招かぬよう、十分留意する。報道機関等による取材や生徒の接触等についても、生徒の人権や個人情報を保護するために、必要な事項を予め教職員・生徒に周知徹底しておく。
- (2) 警察との情報連携にあたっては、教職員の意識統一を図るとともに、生徒に対しても事前にその措置をとる趣旨を十分に説明し、混乱を招かないよう配慮する。

V おわりに

本校職員は、この基本方針を基に常に生徒に寄り添い、ともに学ぶ姿勢を持ち続けたいと考えている。謙虚に学び、気づき、支え合う職員集団が、生徒にもより良い影響を与えると考えている。いじめのない生徒が主役の北部中学校を築くために、これからも努めていきたい。

資料**学級の様子チェックシート** 月 日()

学級担任が日々の学級経営を見直す際のチェックポイントです。

【チェック 1 教師の言動】

	生徒の言い分に耳を傾けている。
	生徒のよさを見つけようとしている。
	人に迷惑をかける行為には、毅然とした態度で対応している。
	えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
	むやみに競争意識をあおったり、個人の責任を連帯責任に転嫁することはない。
	個人のプライバシーを守っている。
	一日に一回は会話をするなど、どの生徒ともかかわりをもっている。

【チェック 2 授業時間・学級活動】

	わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
	どの子の発言にも、耳を傾ける雰囲気がある。
	困ったことも話題にし、本音を出して考え合うことができている。
	朝の会、帰りの会の内容が豊かで、いきいきと運営されている。
	リーダーに協力する支援体制ができている。
	係が積極的に活動し、新しい試みを始めようとしている。

【チェック 3 日々の生活】

	失敗を許し合える雰囲気がある。
	教室に明るい雰囲気が満ちあふれている。
	学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。

【チェック 4 他の教師・保護者との連携】

	学年会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
	日頃から、生徒や学級の様子を気楽に話題にできる雰囲気がある。
	学年や学級の取り組みを保護者に伝え、理解されている。
	日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合う関係が確立されている。

生徒の様子チェックシート 月 日()

いじめの発見には、観察法が最も日常的であり、かつ実践的です。学校生活のいくつかの場面における、観察の際のチェックポイントです。

【チェック 1 休み時間】

	教室や図書室でポツンとしている。
	一人廊下や職員室のそばをうろうろしている。
	友だちと過ごしているが、表情が暗い。
	おどおどした様子で友だちについていく。
	今まで一緒だったグループからはずれている。
	教師にまわりついてくる。用がないのに職員室で過ごすことが多い。
	まわりから悪口を言われても反発しない。
	服が汚れていたり、ボタンが取れたりしている。
	保健室に行く回数が多い。

【チェック 2 放課後及び下校時】

	下校が早い。あるいは、その逆にいつまでも学校に残っている。
	玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
	みんなの持ち物を持たされている。
	通常の通学路を通らずに帰宅する。
	靴や持ち物がなくなる。

【チェック 3 教室の様子】

	特定の生徒の作品が傷つけられていたり、投げつけられていたりする。
	特定の生徒の机がひっくり返されていたり、ロッカーが荒らされていたりする。
	ゴミの中に、特定の生徒の持ち物が入っている。
	特定の生徒の持ち物が、なくなったり落書きされたりする。

【チェック 4 授業時間・学級活動の時間】

	遅刻、早退、欠席が多くなる。
	以前に比べて声が小さかったり、ぼんやりしたりしていることが多い。
	特定の生徒が指名されると、ニヤニヤする生徒たちがいる。クラス全体が落ち着かない。
	テストの成績が急に下がり始める。
	グループ活動のとき、一人だけはずれている。
	係や役割分担を決めるとき、特定の生徒に押しつけられる。
	教師に、理由もなく反抗的な態度を取る。
	特定の生徒だけに、配布物が渡されない。
	特定の生徒の机や持ち物に触れることをいやがる生徒たちがいる。

【チェック 5 クラブ・部活動・委員会の時間】

	活動の準備や後片づけを押しつけられる。
	声が小さいとか、足が遅いなどと非難される。
	早退や欠席をしたがる。グループ分けて、いつもはみ出している。
	無理に仕事や係を押しつけられる。一人で離れて活動する。

【チェック 6 清掃時間】

	特定の生徒の机や椅子をふざけながらけったり、ほうきでたたいたりする。
	特定の生徒の机だけが運ばれずに、放置されている。
	他の生徒と一人離れて清掃をしている。
	皆の嫌がる仕事をしている。

【チェック 7 給食時間】

	特定の生徒だけには、盛りつけをしない。あるいは、わざと多く盛りつける。
	特定の生徒に、盛りつけてもらうことを拒否する。
	特定の生徒が、いつも準備や後片づけをしている。
	(机を寄せて席をつくろうとしない。) コロナ禍以降 前向き
	笑顔がなく、黙って食べている。
	配膳のため並ぶとき、特定の生徒の前後だけ大きくはなれている。
	食欲がない。

いじめている側のサインチェックシート

次のような言動、行動が見られるときは、いじめが潜んでいる可能性があります。いじめている側に気づいたら、生徒たちの中に積極的に教師が入り、コミュニケーションを増やし、状況把握をすることが早期の解決に結びつきます。

サイン	チェック	あてはまる生徒名
教室や廊下、階段で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。		
ある生徒だけ、周りの子どもたちが以上に気を使っている。		
友達の発言に対して、他の友達と顔を合わせて、距離をとったり、笑ったり、さげすんだように反応している。		
特定の生徒の発言に、周りの子どもたちが迎合する。		
仲間だけにわかるようなサインや隠語をつかっている。		
教師が近づくと、急に仲の良い振りをする。		
教師が近づくと、グループの生徒が不自然に分散する。		
自己中心的な言動が目立ち、ボス的な存在の子がいる。		
教師によって態度を変える。		
教師から誤解されている（悪者扱いされている）と思い込んで、すぐむきになったり、行動、動作が乱暴になったりする。		
友達からの声がけを意図的に無視している。		
友達との会話の中に差別意識が見られることがある。		
金品や物の貸し借りを頻繁に行っている。		

いじめ早期発見 家庭用チェックリスト

いじめの対応で大切な事は、いじめの兆候に早く気づき、早期発見、早期対応を図ることが最大のポイントです。そして、毎日の生徒たちの生活の様子を学校では、担任教師や他の教職員が観察し、ご家庭では保護者の皆様に生徒の様子を見ていただき、生徒の発する「小さなサイン(言葉・表情・しぐさ・行動等)」を見逃さず、発見することが大切です。家庭用のいじめ発見チェックリストをつくりましたので、活用をお願いします。もし、何か心配な兆候がございましたら、担任(学校)に至急連絡下さい。学校の教育相談窓口は、担当を分担してあります。

上田市:教育相談所 27-0241(ひとまちげんき健康プラザ内)
学校 教育相談窓口(教頭・校長)-----22-3076
適応指導・教育相談係 ◎適応支援コーディネーター 特別支援コーディネーター 養護教諭 こころの教室相談員 教頭 スクールカウンセラー
生徒指導係 ◎生徒指導主事 各学年担当

【態度やしぐさ】

1	家族との会話が減ったり、学校の話題を意図的に避けるようになる。	
2	感情の起伏が激しくなり、ささいな事で怒ったり、動物や物等に八つ当たりしたりする。	
3	電話(メール)が鳴るとおびえたりする様子が見られる。	
4	部屋に閉じこもり、考えごとをしたり、家族とも食事をしなかつたりする。	
5	朝、なかなか起きてこない。	
6	帰りが遅くなったり、理由を言わず外出をしたりする。	
7	用事もないのに、朝早く家を出る。	

【服装・身体・体調】

1	理由のはっきりしない服装の汚れや破れが見られることがある。	
2	理由のはっきりしない「すり傷」や「打撲」のあとがあつたりする。	
3	自分のものではない衣服(制服:中学)を着ている。	
4	学校に行きたくないと言いつたり、登校時間が近づくと腹痛等身体の具合が悪くなつたりする。	
5	食欲不振、不眠を訴える。	

【学習】

1	学習時間が減つたり、宿題や課題をしなくなつたりする。	
2	成績が低下する。	

【持ち物・金品】

1	家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、使途がはっきりしないお金をほしが る。	
2	持ち物(学用品や所持品)がなくなつたり、壊されたり、落書きがあつたりする。	

【交友関係】

1	友達や学級の不平・不満を口にするが多くなつた。	
2	友達からの電話に出たがらなかつたり、遊びの誘いを断つたりする。	
3	仲の良かった友達との交流が極端に減つた。	
4	口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。	
5	無言等の不審な電話、発信者の特定できない手紙(電子メール等)がある。	
6	急に友達が変わる。	